

平成18年度

事業概要

さいたま市動物愛護ふれあいセンター

目次

第1章 総説	1
1 : 組織・機構	1
(1) 沿革	1
(2) 施設概要	3
(3) 組織と業務内容及び職員構成	6
(4) 管轄区域	7
(5) 事業予算及び手数料等	8
第2章 事業の概要	9
1 : 動物愛護啓発事業（動物愛護精神と適正飼養の普及啓発）	9
(1) ふれあい事業実施状況	9
i . 来館者の状況	9
ii . 団体ふれあい状況	10
(2) 職場体験教室実施状況	12
i . 夏休み職場体験教室実施状況	12
ii . 中学生職場体験教室実施状況	13
(3) 犬・ねこの譲渡事業実施状況	14
(4) 犬のしつけ方教室実施状況	15
(5) 動物ふれあいフェスティバル	16
2 : 犬、ねこ等に関する事業	18
(1) 犬の登録・狂犬病予防注射の実施状況	18
(2) 収容に係わる業務	18
(3) 動物の管理・処分業務	20
(4) 平成 18 年度の動物に関する相談	20
3 : 動物取扱業及び特定動物に係わる事業	22
(1) 動物取扱業の登録数	22
(2) 特定動物の飼養保管許可状況	23

第1章 総説

1：組織・機構

(1) 沿革

本市は平成15年4月1日から全国13番目の政令指定都市に移行し、都市機能の高度化を進め、人々が集い、出会い、安全に暮らせる、憩いと賑わいのある都市を創出し、活力ある自立都市づくりに取り組んでいます。また、現在約120万人の人口は今後も緩やかな増加が続くと同時に核家族化・少子高齢化は更に進むものと予想され、全ての市民が安心・安全に、そして生きがいのある健やかな暮らしを送れるよう保健・福祉・医療の生活基盤づくりを進めています。その一つとして、母子や老人保健事業の充実を図るとともに、一貫した健康管理体制を築き、生涯にわたる健康づくりを進めるため、地域保健の専門的・技術的な拠点として「さいたま市保健所」を平成14年4月に設置し、そのなかで動物指導業務を行ってまいりました（埼玉県からの移譲事務）。

一方で、近年の都市化の整備や核家族化を背景として、動物に対する接し方や価値観が多様化しています。そのような中で、飼い犬の登録頭数は年々増加し、ペット動物は生活に潤いを与えるもののひとつとして重要な位置を占めています。反面、一部の飼い主のモラルの低さに起因する問題や、動物への虐待、悪質な販売等、動物に関わる相談も増加し複雑化しています。

このような背景を踏まえ、本市における動物指導業務を行う独立した施設として、また、動物愛護思想の普及や動物とのふれあいに重点をおいた施設として、平成18年6月1日に「さいたま市動物愛護ふれあいセンター」を開設いたしました。

さいたま市動物愛護ふれあいセンターでは、「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例」に基づいた動物指導業務を実施する一方、動物愛護精神の高揚を図り、動物に対する正しい知識を普及させるための事業を進めるとともに、犬や猫などの家庭動物とのふれあい体験を通じて、幼い時期から命の尊さを知り、人や動物を思いやる気持ちを養うことで、人と人、人と動物とのより良い関係づくりを目指しています。

平成 13 年 5 月	さいたま市誕生 (旧浦和市・大宮市・与野市が合併)
平成 14 年 4 月	さいたま市保健所開設
平成 14 年度	整備基本構想策定
平成 15 年 4 月	政令指定都市移行
平成 15 年度	整備基本計画策定
平成 16 年度	整備促進協議会設置、建築基本設計・実施設計
平成 17 年 4 月	岩槻市と合併
平成 17～18 年度	建設工事・道路工事
平成 18 年 6 月 1 日	動物愛護ふれあいセンター設置条例施行 開設
平成 18 年 11 月 1 日	さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例施行



< 開所式 >

(2) 施設概要

所在地	さいたま市桜区大字神田 950 番地 1
敷地面積	4189.91 m ²
施設規模	鉄骨造 2 階建て 延べ床面積 1461.29 m ² (1 階 970.33 m ² 、2 階 490.96 m ²)
付属施設	ふれあい広場 (1281.98 m ²) 駐車場 (26 台) 駐輪場 (20 台)
施設内の主な部屋	(1 階) ふれあい犬舎、ふれあい猫舎、犬保護室、猫保護室、 処置診察室、検査室、事務室 (2 階) レクチャールーム、展示ホール、講習会室



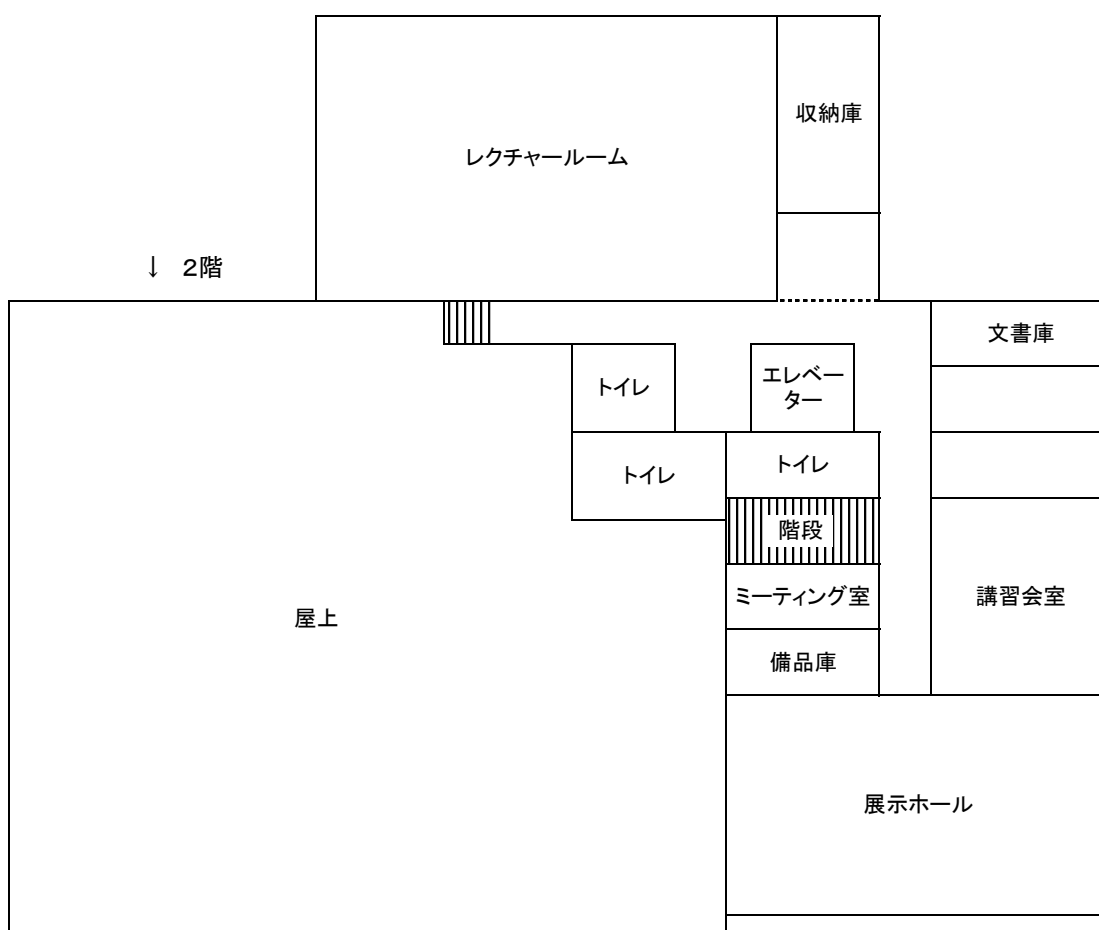
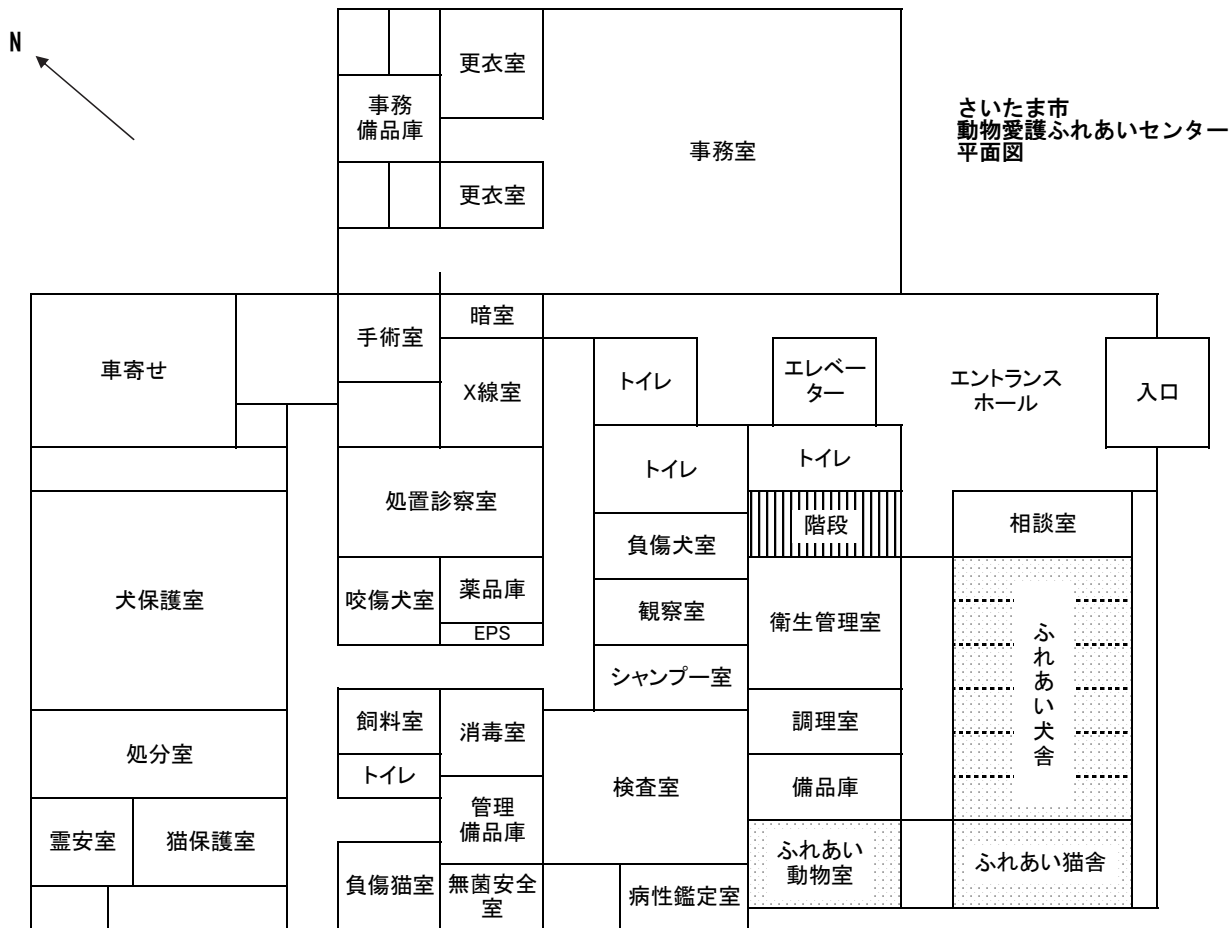
<動物愛護ふれあいセンター>

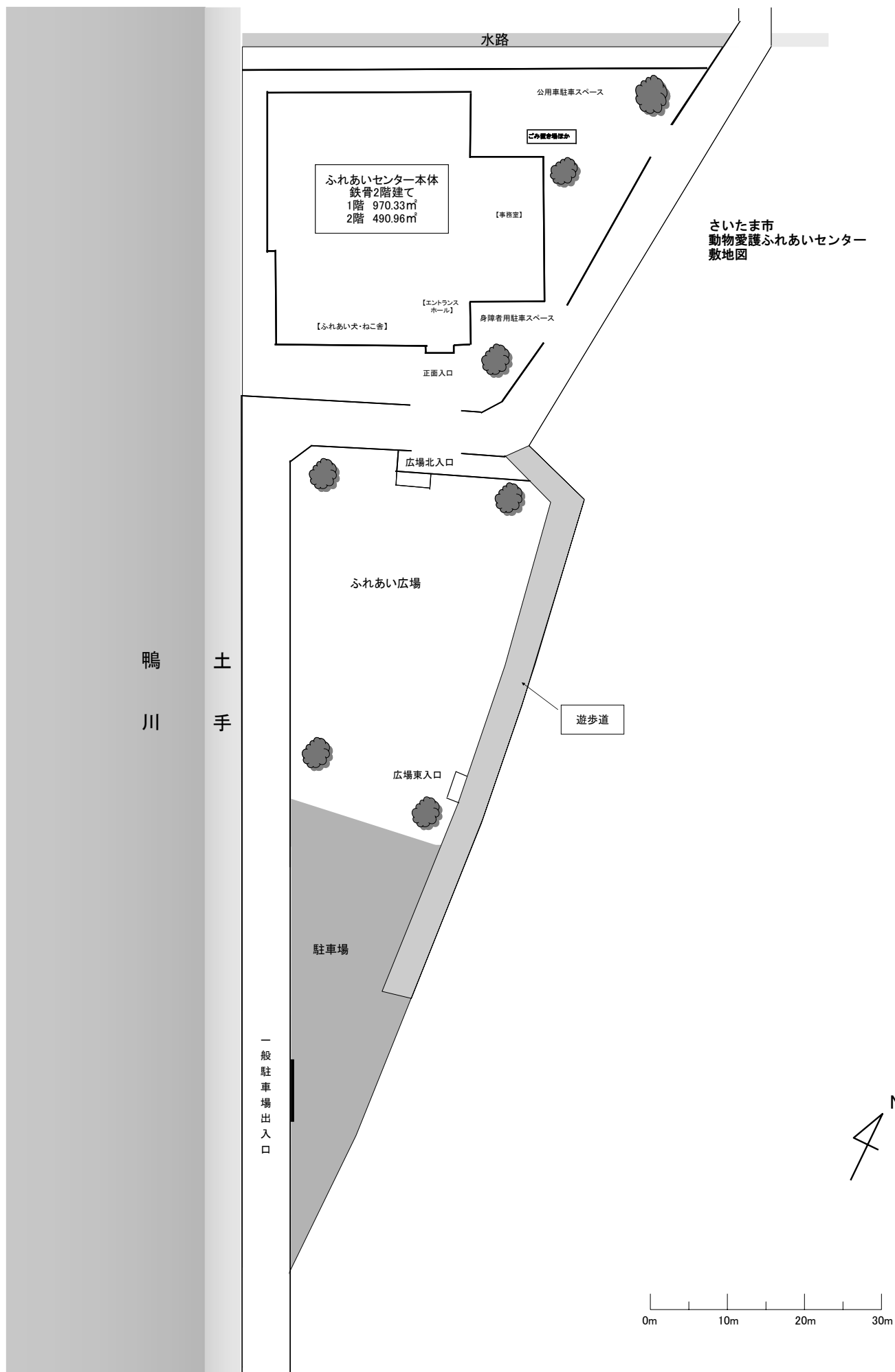


<ふれあい広場>



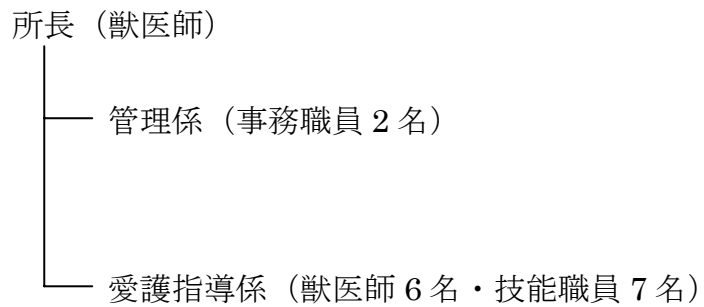
<展示ホール>





(3) 組織と業務内容及び職員構成

〔組織〕



〔事務分掌〕

- ・ 動物の愛護思想及び適正な飼養に関する知識の普及及び啓発
- ・ 動物取扱業の規制
- ・ 特定動物の飼養又は保管の許可
- ・ 犬及び猫の引取り及び収容
- ・ 犬の登録及び狂犬病予防注射
- ・ 狂犬病の鑑定及びこれに伴う犬の収容
- ・ 動物に係る人と動物の共通感染症の調査研究
- ・ センターに収容した犬・猫等の動物の管理、公示及び処分

(4) 管轄区域



さいたま市は埼玉県南東部、関東平野のほぼ中央部に位置し、都心から 20～40 k m 圏域にあります。市内主要駅周辺では、商業機能、行政機能、文化機能などが集積しており、地域の個性を生かしたより高度な都市機能の整備が進められています。一方、市西部を流れる荒川に沿った河川敷や、東部に広がる見沼田んぼなど、首都圏域でも有数の緑地帯を有しています。東西・南北ともに約 20 k m の広がりを持ち、市内を横断・縦断する道路・鉄道網の整備とともに市内全域に住宅地域が形成されています。

□ 管轄区域に関する統計

区名	世帯数	人口	面積 (k m ²)	区名	世帯数	人口	面積 (k m ²)
西 区	32,203	82,960	29.14	桜 区	39,276	92,160	18.60
北 区	56,544	134,881	16.91	浦 和 区	61,768	143,715	11.51
大 宮 区	47,077	107,467	12.75	南 区	73,293	169,376	13.89
見 沼 区	61,604	154,022	30.63	緑 区	41,333	107,191	26.51
中 央 区	39,796	91,586	8.39	岩 槻 区	43,250	111,647	49.16
市 全 体	496,144	1,195,005	217.49				

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

(5) 事業予算及び手数料

☐ 事業予算

【歳入】

科目	平成 18 年度決算額	平成 19 年度予算額
保健衛生使用料	6,672 円	3,000 円
保健衛生手数料	36,119,890 円	33,799,000 円
衛生費雑入	410 円	1,000 円
合計	33,806,082 円	33,803,000 円

【歳出】

事業	平成 18 年度決算額	平成 19 年度予算額
動物愛護指導事業	58,146,351 円	35,385,000 円
センター管理運営事業	12,923,191 円	24,663,000 円
合計	71,069,542 円	60,048,000 円

☐ 手数料

【引取手数料】

犬	成犬（生後 90 日以上）	1 頭	2,000 円
	仔犬（生後 90 日未満）	10 頭単位	2,000 円
猫	成猫（生後 90 日以上）	1 匹	2,000 円
	仔猫（生後 90 日未満）	10 匹単位	2,000 円

【返還及び飼養にかかる費用】

返還に要する費用	1 頭（匹、羽）につき	3,500 円
飼養保管に要した費用	1 頭（匹、羽）につき 1 日	500 円

【動物取扱業登録等申請・特定動物飼養保管許可等申請】

動物取扱業登録・特定動物飼養	1 件につき	16,000 円
上記につき同時に申請されるもの	1 件につき	8,000 円

第2章 事業の概要

1：動物愛護啓発事業（動物愛護精神と適正飼養の普及啓発）

(1) ふれあい事業実施状況

来館者を対象に、動物を飼うために必要なことや、動物の習性、正しい接し方を教えるとともに、動物とふれあうことにより動物が活着ていることを感じ、命あるものを大切にする心を育てるよう、動物愛護精神の普及啓発に努めました。

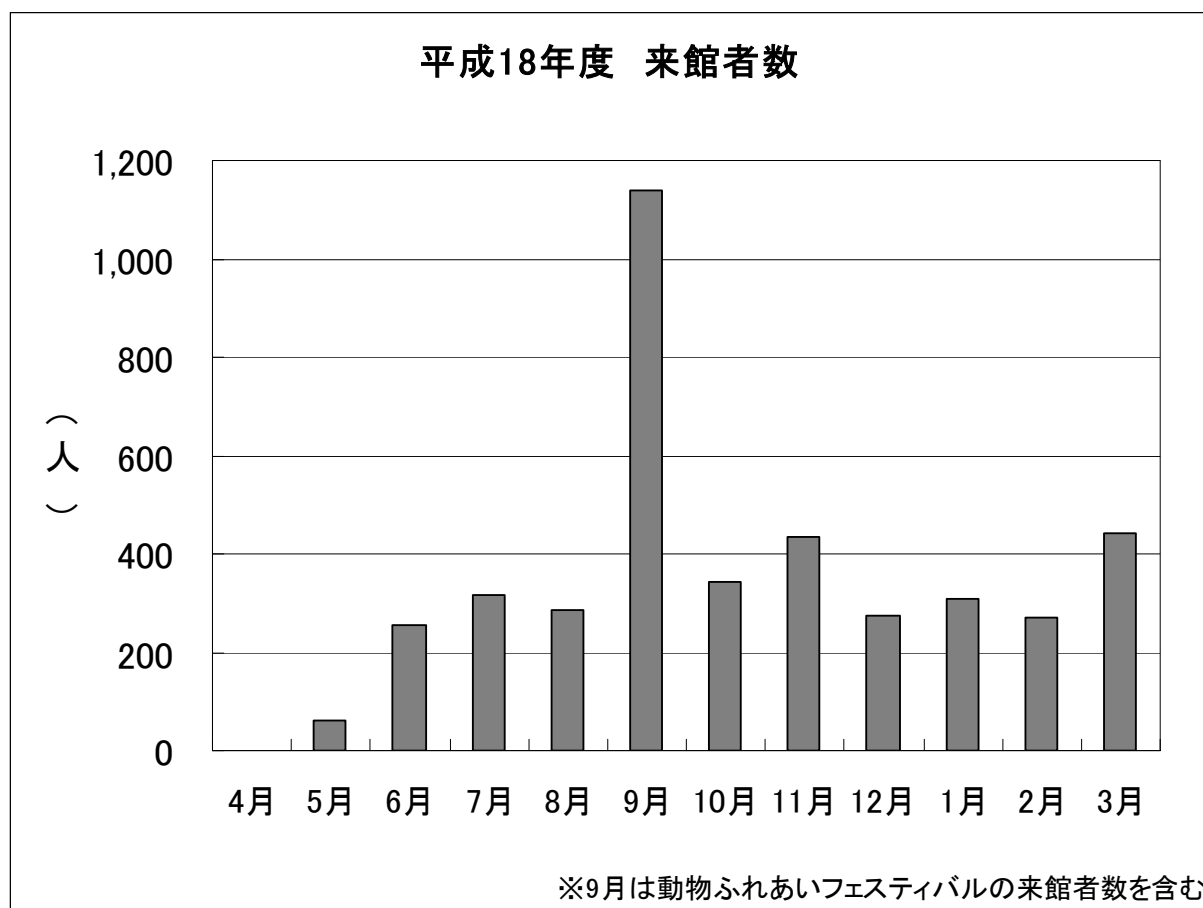
i. 来館者の状況

★平成18年度 月別来館者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来館者数（人）	0	60	257	315	287	1,139	343	435	275	310	271	441	4,133
開館日数（日）	0	1	26	25	27	25	24	24	23	23	22	26	246

※5月31日開所式、6月1日開設

※9月は動物ふれあいフェスティバルの来館者数850人を含む



★平成 18 年度 土曜日、日曜日の来館者数

	土曜日	日曜日
来館者数（人）	935	1,069
開館日数（日）	41	41

※ 6 月 1 日開設のため、平成 18 年 6 月～平成 19 年 3 月の集計

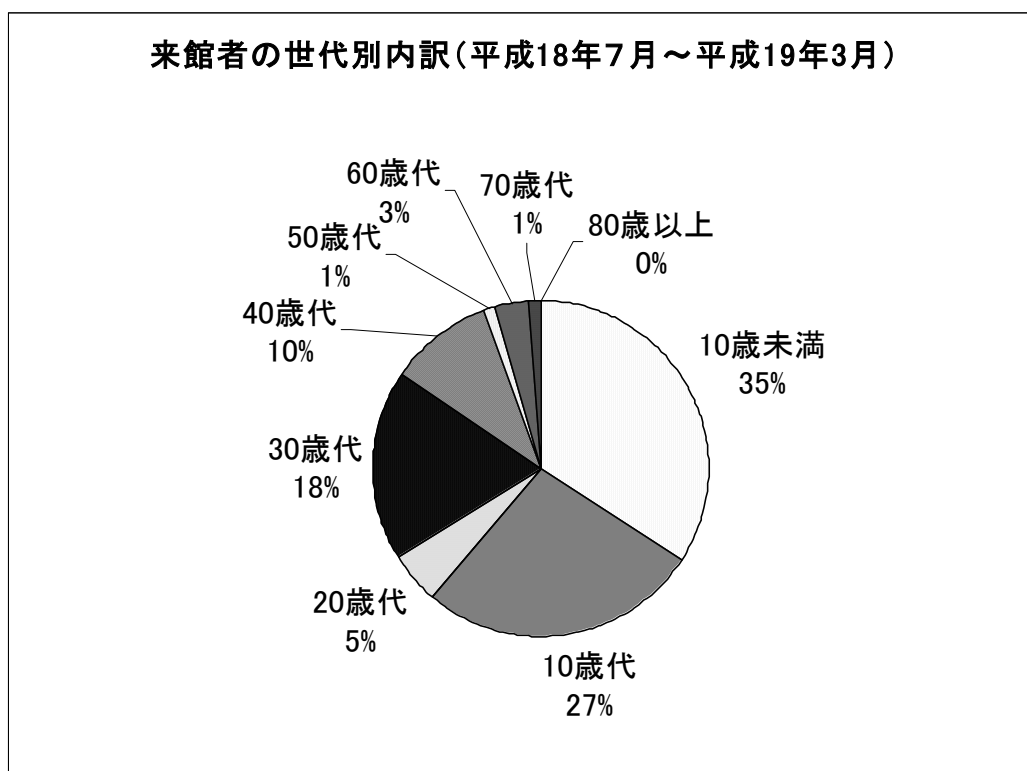
※動物ふれあいフェスティバルの来館者数を除く

★平成 18 年度 来館者の世代別内訳

（単位：人）

10 歳未満	10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳以上	計
299	234	46	158	88	10	29	10	0	874

※平成 18 年 7 月～平成 19 年 3 月のアンケート集計結果より



ii. 団体ふれあい実施状況

事前に申込みのあった児童養護施設、児童相談所、幼稚園等については、団体ふれあい教室を実施しました。

団体ふれあい教室実施状況	
団体数	参加人数
9団体	193人



<ふれあい広場>



<ふれあい猫舎>



<ふれあい小動物室>

(2) 職場体験教室実施状況

i. 夏休み体験教室実施状況

夏休み期間中の小学校5・6年の児童を対象に、センターの施設を利用して動物の飼養管理や接し方等の体験をしてもらうとともに、命の大切さや動物の愛護・共生について学んでもらうことを目的に実施しました。

夏休み体験教室実施状況

実施年月日	1 回目	平成 18 年 7 月 26 日
	2 回目	平成 18 年 8 月 2 日
参加対象	さいたま市内の小学校 5・6 年生	
参加人数	1 回目	15 人
	2 回目	15 人
内容	講義 給餌、清掃 検査 グルーミング しつけ体験	



＜グルーミング体験＞



＜しつけ体験＞

ii. 中学生職場体験教室実施状況

さいたま市内の中学校で実施している 3days 職場体験により、中学生の受け入れを行いました。センターで行われている事業を、動物の飼養管理を中心に体験することで、動物を飼養することの楽しさや大変さ、適切な動物の飼い方、動物愛護精神、命を大切にすることを学んでももらいました。

中学生職場体験受け入れ状況

実施年月日	学校名	人数
平成 18 年 7 月 27 日～7 月 29 日	市立大久保中学校	6 人
平成 18 年 8 月 23 日～8 月 25 日	市立与野南中学校	6 人



<しつけ体験>



<検査体験>



<グルーミング体験>

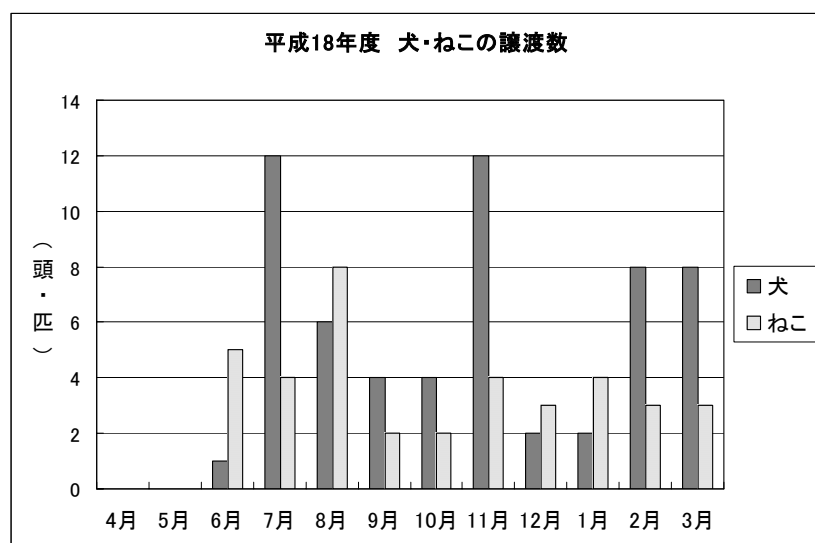
(3) 犬・ねこの譲渡事業実施状況

動物愛護精神の高揚及び動物の適正な飼養管理の普及啓発を図ることを目的に、飼養希望者に対して譲渡を行いました。飼養希望者には、動物の習性・しつけ並びに関連法令等について講習会を実施し、模範的な飼い主になっていただくように努めました。

犬・ねこの譲渡事業

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
犬	譲渡前講習会開催数（回）	0	0	1	1	0	3	4	2	1	1	2	3	18
	受講者数（人）	0	0	16	18	0	18	14	4	4	15	22	62	173
	受講家族数（組）	0	0	8	13	0	9	9	4	3	6	9	28	89
	譲渡会開催数（回）	0	0	0	2	4	2	4	4	1	1	3	3	24
	譲渡者数（人）	0	0	0	6	6	2	4	10	2	2	7	8	47
	団体譲渡（団体）	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3
	譲渡数（頭）													
	子犬	0	0	0	9	3	2	1	6	2	2	7	5	37
	成犬	0	0	1	3	3	2	3	6	0	0	1	3	22
	計	0	0	1	12	6	4	4	12	2	2	8	8	59

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ねこ	譲渡前講習会開催数（回）	0	0	1	1	4	2	1	3	3	1	1	3	20
	受講者数（人）	0	0	6	8	13	6	2	8	5	8	9	16	81
	受講家族数（組）	0	0	4	5	8	3	1	4	3	4	3	9	44
	譲渡会開催数（回）	0	0	1	1	6	2	1	3	3	1	3	2	23
	譲渡者数（人）	0	0	4	4	6	2	2	4	3	4	3	3	35
	譲渡数（匹）													
	子ねこ	0	0	5	4	8	0	2	2	1	1	1	0	24
	成ねこ	0	0	0	0	0	2	0	2	2	3	2	3	14
	計	0	0	5	4	8	2	2	4	3	4	3	3	38



<譲渡会>

(4) 犬のしつけ方教室実施状況

犬の飼い主に正しい飼い方及びしつけ方を普及することにより、犬による人等への危害を防止することはもとより、人と犬が共存して生活できる豊かな地域社会を築くことを目的として行いました。

	実施年月日	実施場所	実施形式	参加人数
1 回目	平成 18 年 11 月 18 日	さいたま市動物愛護ふれあいセンター	講義	92 人
2 回目	平成 19 年 1 月 28 日	埼玉県大宮合同庁舎	講義	103 人
愛護週間事業	平成 18 年 9 月 23 日	さいたま市動物愛護ふれあいセンター	犬同伴による実技	13 人
計				208 人



<実技講習>



<講義講習>

(5) 動物ふれあいフェスティバル

9月20日から26日の「動物愛護週間」の期間中に動物愛護と適正飼養についての関心と理解を深めるため、「動物ふれあいフェスティバル」を実施しました。

開催日：平成18年9月23日（土）

開催場所：さいたま市動物愛護ふれあいセンター

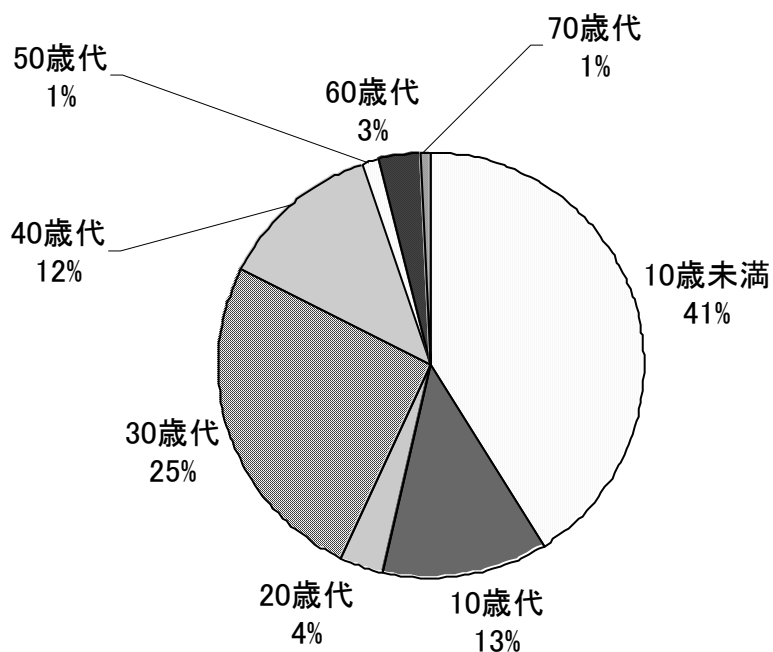
来館者数：約850人

<世代別内訳>

年齢層	10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計
来館者数 (人)	176	53	15	108	52	5	14	2	425

※来館者へのアンケート調査の回収結果より

動物ふれあいフェスティバル来館者の年齢構成



来館者へのアンケート調査の回収結果より

実施内容：

★ふれあい広場

- ・動物健康相談コーナー
- ・わんにゃんお困りごと相談コーナー
- ・小動物ふれあいコーナー
- ・ポニーの乗馬体験
- ・ふわふわ（動物型遊具）

★講習会室

- ・動物のお絵かきコーナー
- ・動物のぬり絵コーナー
- ・動物を作ろうコーナー

★レクチャールーム

- ・動物映画コーナー
- ・犬のしつけ方教室

★展示ホール

★その他

- ・ふれあいアニマル写真館
- ・センター概要パネル
- ・マイクロチップ説明パネル
- ・スタンプラリー
- ・ねことのふれあいコーナー



＜ふれあい広場＞



＜動物のぬり絵コーナー＞



＜小動物ふれあいコーナー＞

協力団体：さいたま市獣医師会

さいたま市狂犬病予防協会

さいたま市不幸な犬・猫を増やさないための準備会

2：犬、ねこ等に関する事業

(1) 犬の登録・注射実施状況

	西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
登録(頭数)	4,996	5,050	4,875	8,419	3,035	3,273	4,845	5,022	5,318	6,933	51,766
注射(頭数)	2,661	3,644	4,180	5,056	2,062	1,534	3,788	3,329	2,861	4,414	33,529

(2) 収容に係わる業務

野犬等による危害・被害を防止するため、住民等からの捕獲依頼に基づき迅速に対処しました。飼い主不明のねこについてはセンター窓口で引渡しを受けました。ケガあるいは病気によって動けなくなっている飼い主のわからない犬・ねこについて、発見者からの通報に基づき収容し、治療を行いました。飼い主が判明したものは、適正飼養について指導し、所定の手数料を徴収した後、直ちに返還しました。

やむを得ない事情で飼えなくなった犬・ねこについては、引取を求める事由を聴取し、緊急避難として、致死処分になることを十分説明の上、引取りを行いました。

犬の収容数および返還数

(単位：頭)

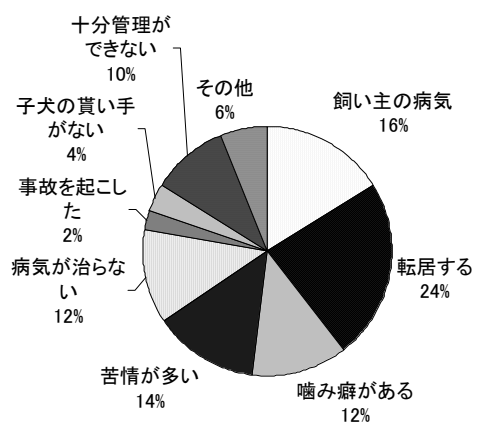
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
捕獲	23	24	38	26	24	24	16	24	21	13	16	24	273
負傷犬	3	0	1	5	0	1	1	0	3	2	0	0	16
引取り	6	3	4	9	7	6	4	12	4	24	35	6	120
計	26	24	39	31	24	25	17	24	24	15	16	24	289
返還数	5	6	8	3	8	4	3	4	4	6	6	3	60

ねこの収容数および返還数

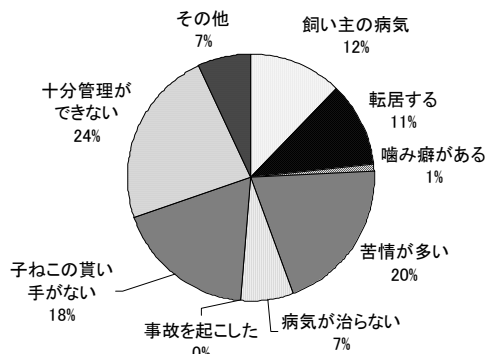
(単位：匹)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
引渡し	63	167	85	57	101	82	48	30	1	3	6	6	649
負傷猫	6	4	7	8	8	6	4	3	3	4	6	2	61
引取り	9	9	19	46	12	30	11	56	13	1	0	2	208
計	69	171	92	65	109	88	52	33	4	7	12	8	918
返還数	2	0	0	1	0	2	1	0	0	1	0	0	7

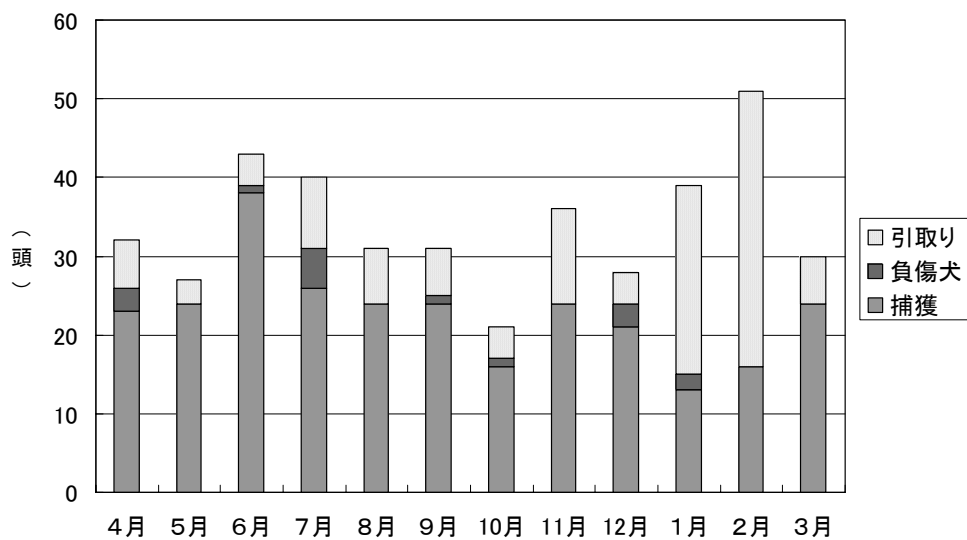
飼えなくなった犬の引取り理由



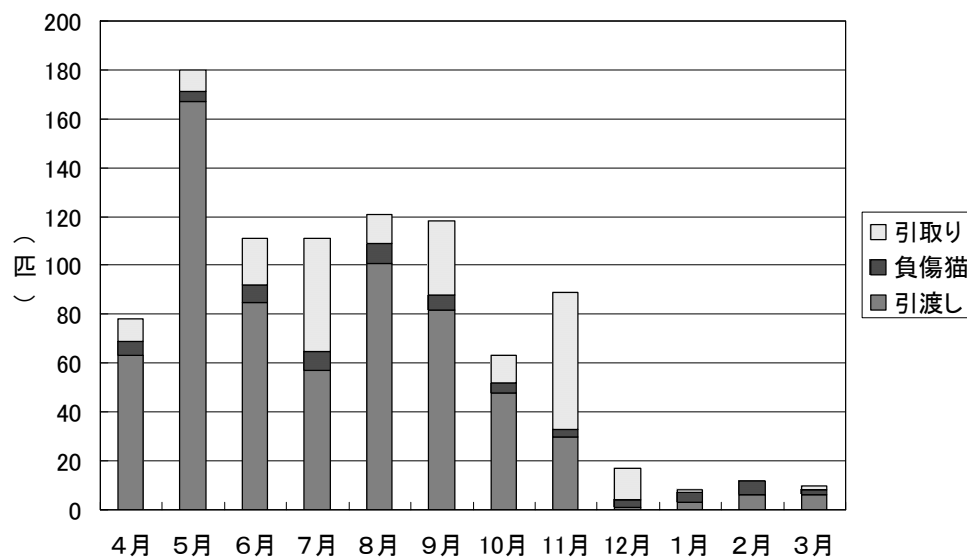
飼えなくなったねこの引取り理由



犬の収容数



ねこの収容数



(3) 犬の管理・処分業務

センターに収容された動物については、適正な飼養管理を行いました。

5 日間の収容期限を過ぎても飼い主の判明しなかった犬・ねこ及び飼い主から引き取られた犬・ねこについては、新しい飼い主に譲渡するよう努め、引き取り手のないものは、最終的に麻酔注射及び炭酸ガスによる殺処分としました。

犬及びねこの処分状況

	一般譲渡	返還	殺処分	(うち麻酔)	(うちガス)	引取申請 取下	収容後 死亡等	計
犬 (頭)	59	60	248	(84)	(164)	1	14	382
ねこ (匹)	38	7	835	(684)	(151)	6	24	910

(4) 平成 18 年度の犬・ねこに関する相談

犬・ねこに関する窓口及び電話相談を行いました。犬・ねこの不適切な飼い方による事故及びトラブル等を防ぐために、適切な指導を現場、窓口、電話にて行いました。また、広報紙、リーフレット及びプレート等を活用して、正しい飼い方の啓発に努めました。

犬に関する相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
捕獲依頼	14	16	8	7	9	5	6	8	7	10	7	5	102
引取依頼	40	23	30	18	23	16	21	8	17	19	16	20	251
放し飼い取締り	14	7	2	6	4	2	6	4	8	6	6	7	72
咬傷事故関係	5	5	2	4	5	6	7	4	3	5	3	7	56
農作物被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
糞尿関係	15	10	14	12	13	4	15	16	4	10	7	7	127
鳴き声関係	14	9	6	3	11	3	9	5	8	2	11	4	85
その他(不明保護、遺体、登録等)	216	278	185	164	221	191	153	191	171	198	162	241	2,371
計	318	348	247	214	286	227	217	236	218	250	212	291	3,064

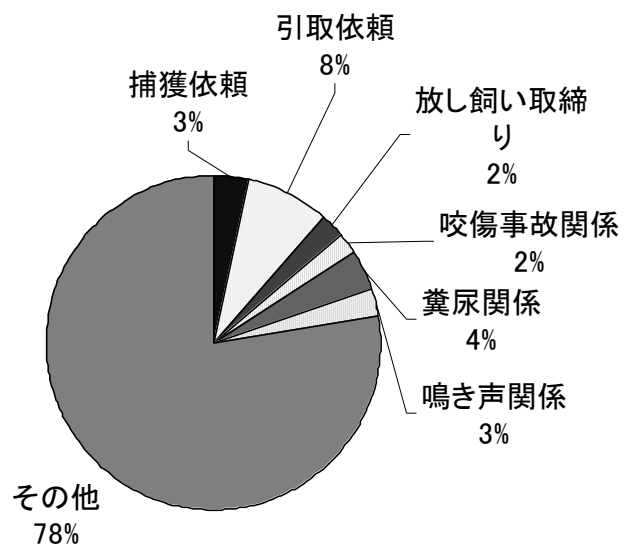
ねこに関する相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
引取依頼	27	12	21	37	23	25	18	22	14	8	6	11	224
引渡依頼	22	81	64	59	81	60	32	20	6	5	5	18	453
糞尿関係	6	8	18	9	11	15	15	3	4	12	10	11	122
鳴き声	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
餌やり	7	4	1	5	2	1	8	8	5	1	3	9	54
負傷	8	4	7	9	5	6	9	3	1	5	5	4	66
その他(不明保護、遺体等)	67	47	47	68	69	77	66	60	51	50	70	61	733
計	137	156	158	187	191	184	148	116	81	81	99	114	1,652

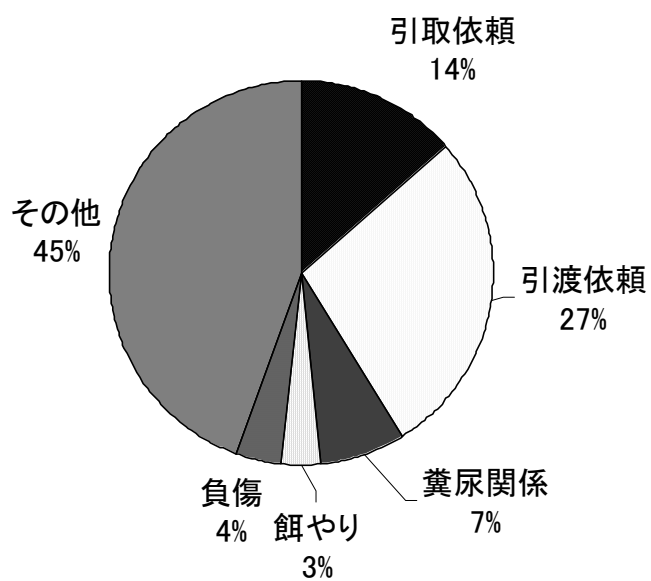
その他動物に関する相談件数

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
38	41	37	34	29	29	17	21	14	23	10	21	314

犬に関する相談の内訳



ねこに関する相談の内訳



3：動物取扱業および特定動物に係わる業務

(1) 動物取扱業の登録数

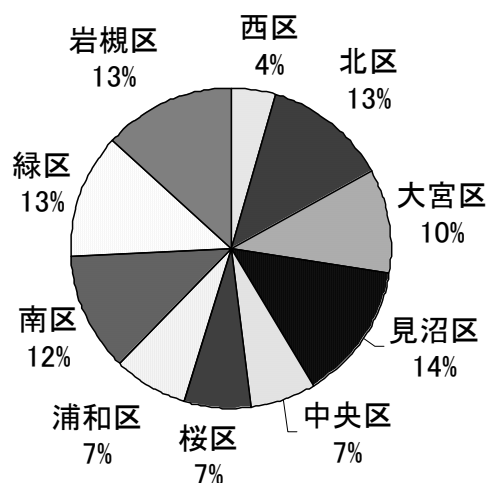
販売、保管、貸出し、訓練、展示の 5 業種いずれかの動物取扱業を営む場合、登録が義務付けられました。そのため登録事務並びに施設への立ち入り、動物取扱業者の遵守事項等についての監視指導を行いました。

各区ごとの登録状況

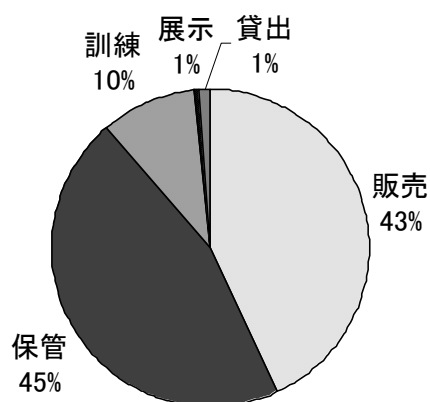
		西区	北区	大宮区	見沼区	中央区	桜区	浦和区	南区	緑区	岩槻区	計
施設数		6	17	14	19	9	9	10	16	17	18	135
業種 (件)	販売	5	8	8	10	4	7	8	6	6	14	76
	保管	2	11	11	13	5	4	6	12	9	7	80
	訓練	0	3	1	4	1	1	2	1	4	0	17
	展示	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	貸出	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2
	計	7	22	21	27	10	12	16	20	20	21	176

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

登録施設の所在地



業種別の登録状況



(2) 特定動物の飼養・保管許可状況

特定動物（人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物）を飼養又は保管しようとする場合、許可が必要です。そのため、飼養者及びその施設に対して、飼養管理及び危害防止等の指導を実施するとともに、施設の確認検査を行い、安全確保と適正飼養の指導に努めました。

特定動物の飼養・保管許可状況

許可施設数		2
飼養・保管頭数（合計）		16
内 訳	ツキノワグマ	2
	ブチハイエナ	4
	ニホンザル	7
	サバンナモンキー	2
	ワニガメ	1

（平成 19 年 3 月 31 日現在）



さいたま市保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター Animal Management & Welfare center
TEL : 048-840-4150 FAX : 048-840-4159 〒338-0812 さいたま市桜区大字神田 950-1
